

静岡県告示第90号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年2月21日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年2月21日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
三島裾野線	三島市幸原町二丁目231番の7から 三島市幸原町二丁目20番の7まで	令和5年2月23日